

地裁判決を受けて控訴せずに和解協議を再開し 一日も早い争議の全面解決を求める 学園への要請書

2024 年 3 月 28 日

昨日 3 月 27 日、組合員 3 名（松山恵美・村田智美・三木ひろ子）の再雇用拒否事件について東京地裁判決が下されました。判決は原告 3 名がフェリシア高校の教員として定年後の再雇用の労働契約上の権利を有する地位にあることを確認したうえ、賃金と慰謝料の支払いを命じる判決を下しました。特筆すべきは、再雇用拒否が原告らの「人格的利益を侵害する不法行為である」と判示して、慰謝料を認めた点です。

2022 年 11 月、中央労働委員会において貴理事会と組合は和解協定を締結しました。その第 1 項には以下のとおり謳われています。

組合、私教連及び学園は、学園が私立学校法に基づく公教育を担う学校法人であり、教育機関として法令の遵守と人権の尊重が重要であることを認識し、憲法で保障され労働基準法や労働組合法等に規定された諸権利を尊重するのはもちろんのこと、教育が教育事業主のみならず現場の教職員、保護者、地域、生徒との信頼関係の上に立ち、その共同の力で成り立っていることに深く思いを致し、豊かな教育実践を実現するためには、何よりも労使間の相互協力による健全な労使関係を構築することが必要不可欠であることを相互に確認する。

紛争を長引かせることが学園・新生フェリシア高等学校の発展にとって良いことであるとは到底考えられません。私たちは中労委和解の精神を再確認するとともに、控訴せずに地裁判決を受け入れ、4 名（松山・三木・村田・渡邊組合員）の継続雇用拒否に関する和解協議を再開するよう求めます。

私たちは、4 名への継続雇用拒否を撤回して職場復帰を実現し、一日も早く争議の全面解決を図るよう、心より呼びかけるものです。

以上